

転出予定児童  
保護者 様

## 転出にかかる事務手続きについて

保護者の皆様にはますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、転校（転出）されるとの情報がありましたので、転校に必要な事務手続きについてお知らせします。よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 住民異動手続き

戸田市役所市民課

転出日・転出先が決まりましたら、市民課で住民異動（転出届）手続きをしてください。「転出証明書（住民異動）」・「教育通知」が発行されます。

※手続きに必要な書類等は市民課で確認してください。

#### 2 「教育通知」の提出と転出用証明書の受領

笹目東小学校

「教育通知」を笹目東小学校事務室へ提出してください。なお、来校の際は電話等で事務担当者の在校を確認してください。転校まで日程の余裕がある場合でも「教育通知」は早めに提出してください。

事務担当者は「教育通知」をもとに、「在学証明書・教科用図書給与証明書」を作成し保護者へお渡しします。この書類は、転校先の学校へ提出するものです。

なお、その際に学校諸経費会計を精算します。学級費・教材費については学級担任に確認してください。

#### 3 転出先市区町村役所での住民異動手続き

転出先市区町村役所

戸田市役所発行の「転出証明書」とともに笹目東小学校発行の「在学証明書・教科用図書給与証明書」を持って、転出先役所で転入手続きをしてください。転校先学校についての指示があります。

#### 4 転校先学校での転入手続き

転校先学校

転出先役所で交付される書類とともに笹目東小学校発行の「在学証明書・教科用図書給与証明書」を持って、転校先の学校で手続きをしてください。

※転校先の学校へ行く場合、事前の電話連絡をお勧めします。

※春休み・夏休み中・冬休み中でも間隔をあげずに手続きをしてください。